

2022 年(令和 4 年)5 月 31 日

保護者の皆さま

明石市教育委員会
明石市立高丘中学校長

学校生活における児童生徒のマスクの着用について

平素より、保護者の皆さまにおかれましては、本市の教育活動にご理解・ご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、標記の件につきましては、今後の気象状況により、熱中症等の健康被害も懸念されることから、臨機応変に対応することが必要となります。

つきましては、下記のことについてご確認いただき、引き続き、ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

記

1 体育の授業

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクを外して実施します。

その際、児童生徒の間隔を十分に確保する、屋内で実施する場合には呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、こまめに換気を行う等に留意します。

2 部活動

(1) 体育の授業に準じつつ、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応します。

(2) 以下に記載するような場面においては、マスクの着用を含めた感染防止対策を徹底します。

ア 活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時

イ 部活動前後の集団での移動時

ウ 大会等の参加にあたっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や控え室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時 等

(3) 文化部活動については、活動場所・身体的距離・活動の態様及び関係団体が作成するガイドラインを踏まえ、適宜、対応します。

3 登下校

熱中症リスクが高い夏季においては、熱中症対策を優先し、登下校時にはマスクを外すよう指導します。

その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導します。

4 その他

ご家庭におかれましても、児童生徒が体調不良や息苦しさを感じた時は、速やかに近くの教職員に申し出るようご指導のほどお願いします。

なお、今回のお知らせは、記載の場面において児童生徒のマスクの着用を禁止する趣旨ではありません。様々な理由からマスクの着用を希望する場合は、学校にお伝えください。